

東京都の公金管理に関する検討委員会（第三回） 委員発言骨子

- ・日 時：平成13年12月19日（水） 13：00～15：00 （非 公 開）
- ・場 所：都庁第一庁舎33階 特別会議室S6
- ・内 容：金融機関の選択基準(修正)、金融機関の破綻に備えた債権保全策、公金管理体制

意見交換骨子

- 1 金融機関の選択基準：シグナル指標の水準設定について
 - ・指標を固定的に考えない方がよい。必要があれば委員会で適宜見直すべき。会計基準が変わったりするし、アリストは決算毎に工夫して考えている。柔軟に考えられるように。

【株価】

 - ・シグナルを絶対値で水準設定するのは、全体の市場の変動に対してどう見るかという問題があり、技術的に難しい。（複数）
 - ・絶対水準の減少率で見るとは余り適切ではない。ピックスや銀行ピックスなどとの相対的な増減率で測るなどすれば、起点を変えて見てみるのも良い。
 - ・額面はあまり意味ないが、一定金額を切ると何かを示しているということで見たり、下落率の相对比较を見るというのもある。
 - ・状況の変化があるため数値化は難しい。定期的に公金管理委員会（以下「委員会」）で具体的見方を提示してもらう方がよい。

【社債利回り】

 - ・利回りスプレッドの開きにより要監視とするのは可能かも。過去の長期の推移データを取り、倍になったら問題とするなど。
 - ・社債利回りは、長いスパンで見れば分かる。同格付社債でも利回りが違ってくればマーケットは同格と見ていないということであり、先行指標となりうる。

【その他；4月以降の破綻スピードについて】

 - ・現在は破綻のあった97年と比較して一応、セーフティネットができていた点がプラスで、ペイオフが解禁される点がマイナス。ペイオフ解禁後は預金流出の動きはもっと厳しくなるかも。
 - ・個別行ごとに検討する必要がある。事前にヒアリングして委員会で忌憚のない意見交換してみるのがよい。ペイオフ解禁後は、スピードがものすごく速くなるのではとも考える。
 - ・委員会を適時、適切、タイムリーに開くことが重要。
 - ・都からの開催だけでなく、各委員からの委員会召集システムを作っておくべき。
- 2 預託金の債権保全策
 - ・要は適切な金融機関に預託するしかない、ということ。
 - ・総務省は、ペイオフ研究会報告で地方債との相殺を対応策に挙げている一方で、公募債のマーケットを広げて自治体の自立した資金調達を誘導しており、新たに証書方式に切替えての相殺は否定している。
- 3 収納金の債権保全策
 - ・いろいろアイデアはあるが、実現性について問題があったり、完全ではないので法的な対応が必要という提言を出すというまとめとなるのでは。
 - ・モニタリングをして危ない様子が見られたら担保を求めることを基本にしつつ、法的に保護せよと運動を起こすことが必要か。
 - ・時間がかかるが、新たな収納システムの仕組みを作ることは必要。それまでは行政に提起したり、現実的に担保など徴収するとか、総合的な組み合わせを。
 - ・収代は経営監視ができない（指標自体・開示の頻度が少ない）ところもあるので、経営監視の可否により対応策を変える方法もある。
- 4 公金管理体制
 - ・都としての説明責任を果たすという意義付けがあるため、委員会は幅広い人材で。
 - ・柔軟に対応でき、説明責任を果たすという点から構成を考えることが重要。

以上

